

☆昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にお住まいの皆様は **必読!!**

「これからも住み続けるわが家のために!」

わが家の耐震

家族の命や財産を守る
住まいを大切にしましょう!



保存版

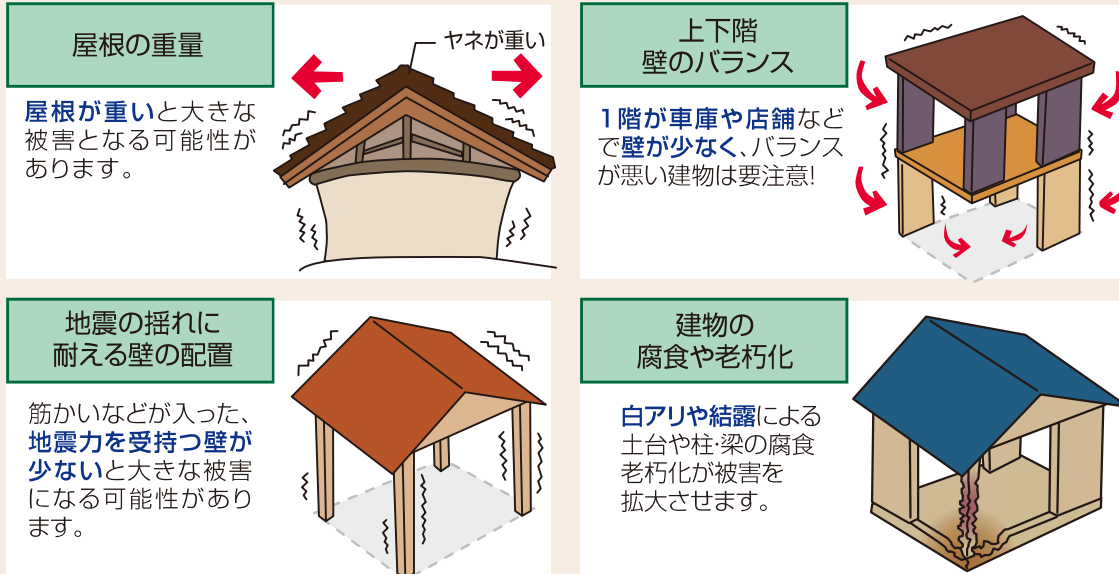


長岡市

1

地震による被害の主な原因は…

阪神淡路の震災では被害者の約80%が家屋の倒壊によるものでした。
中越・中越沖地震でも倒壊による被害が多数発生しました。



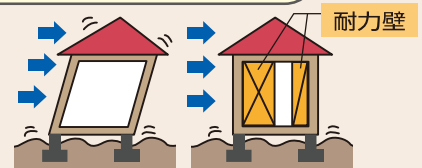
◆昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の被害が大半です

ポイント

*昭和56年6月に耐震の基準が改正されました。
木造住宅で筋かいなどの耐力壁の量がこれまでの約1.5倍必要となりました。
昭和56年以前の建物は地震に対して有効な耐力壁の量が少ない場合があります。

*そのほかにも …

- ・土台や柱・梁・筋かいなどの接合部分に金物を使用されていないことがあります。→接合部が弱い
- ・基礎に鉄筋が使用されていないことがあります。→基礎の強さが不足
- ・白アリの防除措置が十分でないことがあります。→白アリなどの被害を受けやすい。



◆屋根の雪には要注意!

- *雪国の木造住宅は比較的、丈夫に造られていると言われてます。
しかし、2度の大地震が冬で雪が屋根に積もっている時期に発生していたら…住宅への被害はどうだったのでしょうか?



ポイント

- *屋根に積雪が1m積もった状態で中越地震並みの地震が発生したら、その力は積雪0mと比べ数倍になると考えられています。
- *屋根の雪の重さは、地震の力を拡大して被害を大きくし、倒壊の危険性を高めます。
被害を小さくするために、**小まめな雪下ろし**を行いましょう!

2

まずは耐震診断で家の強さを調査しましょう!

◆耐震診断って何だろう?

* 家の強さを調査して弱い所の補強が必要かどうかを判断するために行う家の健康診断です。

* 診断は「一般診断」と「精密診断」があります。

* 「一般診断」～ 耐震補強が必要かどうか判断するための診断です。

- ・ 建物の老朽度や筋かいの位置などを目視により調査し、図面を作成して診断を行います。

* 「精密診断」～ 一般診断の結果に基づき、耐震補強の前に行う詳しい診断です。

- ・ 補強計画を目的に、詳細な調査と図面等から診断します。

* 一般・精密診断の結果は次の評点という点数で判定されます。

評点とは…

その建物が持っている強さ
(強い壁の量)

÷

その建物に必要な強さ
(強い壁の必要な量)

評点1.0以上
一応倒壊しない



評点1.0未満
倒壊する危険がある



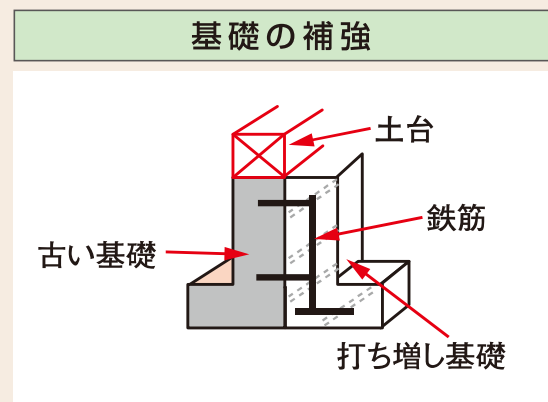
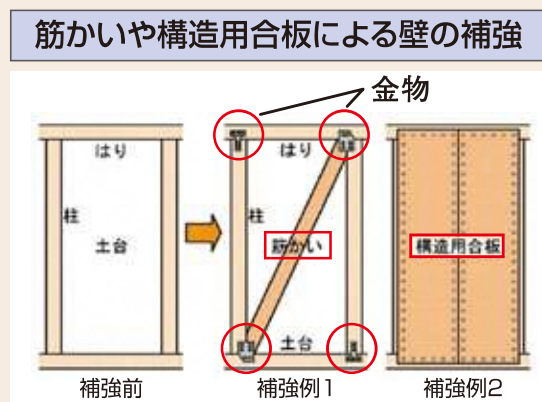
3

耐震改修(耐震補強)を行い、家を丈夫にしましょう!

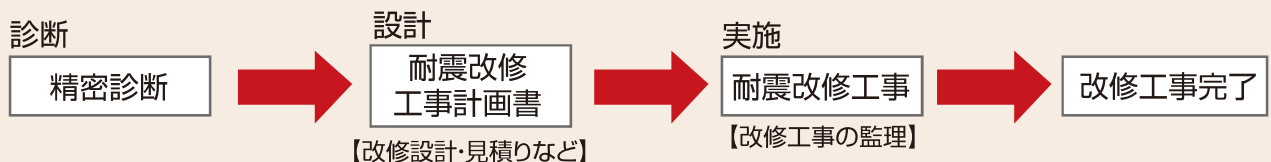
◆耐震改修(耐震補強)って何だろう?

建物が大きな地震にあっても倒壊しないようにするための工事で、耐震診断をもとに「耐震補強」などを行うことを、総称して「耐震改修」と呼んでいます。

◆耐震補強の例



◆耐震診断士が工事の計画から工事監理までを行います



4

市の助成制度のお知らせ

※助成対象住宅は昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て木造住宅で、現在、人の居住に供されているものです。

1 木造住宅の耐震診断費の助成制度

*助成金額・診断費は当初、床面積により7.3万から10.5万円が必要となりますが、市の助成金額を差引くと **自己負担額は1万円**となります。

延べ面積	当初に必要な診断費用	市の助成金額	自己負担額
70㎡以下	73,000円	63,000円	1万円
70㎡を超え175㎡以下	84,000円	74,000円	
175㎡を超える	105,000円	95,000円	

2 木造住宅の耐震改修設計及び工事監理費の助成制度

*主な要件・耐震改修設計に着手する前の申し込みで、かつ、耐震診断において**評点が1.0未満**と判定された住宅

*助成金額・耐震改修設計費(精密診断など)及び工事監理費の**1/2(上限12万円)に最大3.5万円を加算***

3 木造住宅の耐震改修工事費の助成制度

*主な要件・耐震改修工事に着手する前の申し込みで、かつ、耐震診断において**評点が1.0未満**と判定された住宅

*助成金額

① **耐震改修**……………建物全体を補強し、評点1.0以上とする工事

工事費の1/2(上限90万円)に最大15万円を加算

② **部分補強工事**……………1階就寝室を中心に補強し、1階の評点を1.0以上とする工事

工事費の1/2(上限60万円)に最大10万円を加算

③ **耐震シェルター**

または

防災ベッド設置……………1階に耐震シェルターまたは防災ベッドを取付ける工事

***工事費の1/2(上限30万円)に最大10万円を加算**

(工事費には商品の運搬組立設置費含む)

②と③の助成対象者は、
・65歳以上の者を含む世帯 } いずれかに該当される方
・障害者を含む世帯

※耐震改修設計及び工事監理費と耐震改修工事費に対する助成金額の合計は、上限120万円(部分補強工事の場合は、上限85万円)



防災ベッド例



耐震シェルター例

※お申込み期間など、くわしくは **建築・開発審査課**までお問合せください。

TEL(0258)39-2226

※平成30年度から代理受領制度を創設しました。